

消費税率の引き上げ目前?! 10%はいつから?!

2019年10月1日より消費税が10%へ引き上げられます。
それに伴い、取引により「経過措置」が設けられます。
「8%」で取引ができるもの、その時期をまとめてみました。



雑誌などの、定期購読

2019年3月31日までに定期継続供給契約を締結し、2019年9月30日までに支払を済ませたものについては、8%の税率が適用されます。

指定日 適用開始日
2019.4.1 2019.10.1



冠婚葬祭にかかる、互助会費 (冠婚葬祭費用の前払の場合)

2019年3月31日までに対価の全部または一部が分割で支払われる冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る契約を締結したもののについては、8%の税率が適用されます。



インターネットやカタログなどの、通信販売

2019年3月31日までに販売価格等の条件が提示された商品を2019年9月30日までに注文した場合は、8%の税率が適用されます。



建物等の請負工事契約

2019年3月31日までに締結した工事契約 (建物の建設、製品の製造等) は、8%の税率が適用されます。



旅客運賃、映画や劇場の前売券

2019年9月30日までに購入した、鉄道・航空機の前売指定券・回数券・定期券、映画・美術館・遊園地等の前受入場料金などは、8%の税率が適用されます。



ここに記載した以外にも、家電リサイクル券や有料老人ホームの入居金など、経過措置がとられる取引があります。上記のQRコードから国税庁のパンフレットをご覧ください。